**平成２３年（フ）第２９２号**
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区13棟504号
債務者　松守　一樹
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第２９３号**
埼玉県草加市氷川町2164番地15　外山三山荘
債務者　寺田　勇一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第２９９号**
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目23番地７ジュエリーパレス103号室
債務者　棚橋　柳一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第３００号**
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目23番地７ジュエリーパレス103号室
債務者　棚橋　和子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第３２７号**
埼玉県三郷市彦成３丁目11番９―702号、旧住所埼玉県越谷市大字弥十郎36番地10
債務者　内田　裕三
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第３２７５号**
大阪府茨木市竹橋町１番16号
債務者　横田　富男
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３３３６号**
大阪市都島区都島本通４丁目22番15号　ＬａＰｒｅｍｉｅｒｅＭｉｙａｋｏｊｉｍａⅡ201号
債務者　西田　純子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３３５２号**
大阪市平野区背戸口３丁目７番６号　石見ハイツ302
債務者　髙田　留美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３６０９号**
大阪府豊中市服部南町１丁目５番15号
債務者　山﨑　　博
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３７８９号**
大阪市城東区成育５丁目13番５号
債務者　伊藤　和子（旧姓東一）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３８４３号**
大阪府高槻市牧田町13番62―505号
債務者　中田ふみ子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３９３８号**
大阪市住之江区南港中５丁目３番43―1110号
債務者　奥薗　武子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３９８１号**
大阪府東大阪市四条町８番３号
債務者　山田惠美子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４０３３号**
大阪府高槻市登町17番Ｂ５―106号
債務者　関之尾ちあき
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４０９０号**
大阪市旭区新森７丁目９番33号１Ｆ
債務者　建本美千子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４０９７号**
大阪市住吉区山之内４丁目10番３―102号
債務者　司馬　健策
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４２１０号**
大阪市住吉区山之内５丁目３番89号
債務者　谷岡　節子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４２１４号**
大阪市平野区加美東７丁目２番５―303号
債務者　友成　美鶴
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで大阪地方裁判所第６民事部